

秋の行政相談週間

10月17日(月)～23日(日)

毎日の暮らしの中で、役所などの仕事について、説明に納得できない、「処理が間違っている」など、苦情や意見・要望はありませんか。行政と住民とのパイプ役として総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

また、次の行政相談委員が電話でも相談に応じます。

- 松下美恵子さん 電話 62・5657
高橋朝恵さん 電話 63・6505
菅野亨さん 電話 65・4651
渡部とく代さん 電話 22・1563
市民まつり特設相談会
とき 11月12日(土) 午前11時～午後4時
ところ いこいの森公園
このほか、次の相談所もご利用ください。
「行政苦情11番」(総務省 東京行政評価事務所)
電話 0570・090110、03・5331・1761
総務省のホームページ http://www.soumu.go.jp/
東京総合行政相談所(西武百貨店池袋店7階、休業日を除く毎日) 電話 03・3987・0229
生活文化課(☎内線1412)

わが家の耐震診断をしよう

市では、地震災害に備えるため、建物の設計図を基に簡易耐震診断し、皆さんが抱える問題に対し、適切な指導・助言等をする相談事業を行っています。

とき・ところ 11月12日(土)、平成18年1月14日(土)、3月11日(土)、田無庁舎 12月17日(土)、平成18年2月18日(土) 保谷庁舎 いずれも午前9時30分～午後0時30分
相談時間は一人40分程度
定員 各回8人(電話予約制)

対象住宅 (1)市内にある一戸建住宅、二世帯住宅、店舗兼用住宅で階数が地上二階建以下の木造軸組在来工法による住宅
(2)自ら所有し、かつ、居住している住宅
(3)新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅
相談員 西東京市・住みよい町をつくる会に所属する東京都防災ボランティアに登録されている相談員
申込 10月17日(月)から電話で都市計画課へ(申込順)
都市計画課(☎内線2421)

第22回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 10月22日(土)～31日(月)

「困ります!自転車置きざり知らんぷり」
自転車・バイク等は手軽な交通手段として多くの方が利用しています。しかし、安易な気持ちで歩道や道路に置いてしまつ方も多いようです。邪魔にならないように置いたつもりでも、放置自転車を避けるため、歩行者は、歩道や路側帯から車道に出て通行することになります。また歩行者や自転車の通行がスムーズに流れず、衝突事故の原因になります。放置自転車は、歩行者の障害になるばかりか、その道路を通行する自転車、自動車の交通事故の原因にもなっています。
市では、期間中、田無警察署・西武鉄道・駅周辺金融機関・駅前商店会等の協力を得て、自転車の安全利用啓発活動を行います。また、チラシ配布等の広報活動とともに、放置されている自転車や原付バイク等の撤去を行います。
放置自転車のない、きれいで、快適なまちづくりにご協力ください。
交通計画課(☎内線2473)

消費生活相談Q&A
「サポーターにつられて契約した磁気布団」
SF商法は、特定商取引法の「訪問販売」にあたり、契約してから8日間以内であれば、クーリング・オフによる解約ができます。今回もクーリング・オフ期間内でしたので、はがきで通知をするよう書き方を助言しました。数日後支払った1万円は事業者が商品を引き取りに来た際に返金されました。
契約をするとき商品とともに自宅まで送ってこられることが多く、自宅を知られていて、親切にされた、頭金を払ったなどの理由で、解約を言い出せない消費者が多いと思われまふ。
不審に感じたときは早めにご相談ください。
消費者センター消費生活相談室(☎25・4040)

無料市民相談

Table with 4 columns: 内容 (Content), 日時 (Date/Time), 場所 (Location), 問合せ (Contact). Rows include: 一般市民相談, 法律相談, 人権・身の上相談, 税務相談, 不動産相談, 登記相談, 表示登記相談, 交通事故相談, 年金・労災・雇用保険・人事一般相談, 行政相談, 行政手続き相談, 消費生活相談, 住宅増改築相談, 動物相談, 子ども家庭相談, 母子相談, 身体障害者相談, 知的障害者相談, 教育相談, 女性悩みなんでも相談, カウンセリング, からだの相談, 電話医療相談, 電話歯科相談.